

新型コロナウイルス感染症対策に伴う労働福祉会館利用に係る取扱いについて

令和2年9月17日（木）付けで福島県が行った「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」の改定に伴い、令和2年10月1日（木）から本施設の利用については、以下のとおり取り扱うこととする。

【労働福祉会館利用の基本的な考え方】

1 施設開館の方針

本施設の利用においては、感染防止のため、利用方法等に一部制限を設けるほか、使用にあたっては施設管理者及び利用者双方が、ソーシャルディスタンスの確保や咳エチケットの遵守、消毒の徹底等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用許可の条件

- ・マスクを必ず着用すること
 - ・こまめな手洗いの励行及び咳エチケットを遵守すること
 - ・主催者は手指消毒液もしくは除菌シート等を準備すること
 - ・飛沫が飛ばない範囲で参加者の間隔（手が届かない範囲を目安）をあけること
 - ・部屋の換気をこまめに行うこと（冷・暖房機器を使用中であっても1時間に5～10分程度の換気を行う）
 - ・参加者が特定できること（このため主催者に対して、感染者が発生した場合に濃厚接触者等の特定ができるよう、参加者・出席者リストの作成・保管を依頼すること。リストに掲載する項目は次のとおり。）
 - ① 氏名 ② 性別 ③ 年齢 ④ 住所 ⑤ 連絡先（携帯番号等）
 - ・原則飲食は行わないこと（水分補給程度は可）
 - ・参加者・出席者のうち、風邪の症状や37.5度以上の発熱がある者は退館させること
- ※ 大きな声を出すもの、参加者同士が接近して行うものについては利用を不可とする。

3 使用制限(利用者数)や感染予防の工夫

別紙「労働福祉会館の使用制限の目安」及び「感染拡大を予防するための工夫」に準ずるものとする。

※ なお、今後の当該ウイルスの感染拡大の状況によっては、再度施設を休館する場合もある。